

ほっと・氷川台ケアプランサービス 虐待防止検討委員会

高齢者虐待防止指針

1. 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

指定居宅介護支援事業所 ほっと・氷川台ケアプランサービス（以下「事業所」）は、利用者の権利擁護のため、高齢者虐待を受けている状態又は虐待が疑われる状態にある高齢者について、適切な対応を確保することで、高齢者の尊厳を守り、安心して生活できるように早期発見・早期対応に努め、利用者が介護サービスを適切に利用できるように支援する。

【虐待の定義】

- (1) 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。
- (2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）：高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
- (3) 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- (5) 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

（1）高齢者虐待防止に向けた委員会の設置

高齢者虐待防止に向けて「虐待防止検討委員会」を設置し、その結果について全職員に周知徹底を図る。

① 設置目的

・事業所は虐待防止及び早期発見に組織的に取り組み、虐待が発生した場合は再発を確実に防止することを目的として虐待防止検討委員会（以下「委員会」）を設置する。

なお、委員会の運営責任者は管理者とする。

- ・高齢者虐待に関する職員への指導

② 委員会の構成員

- ・構成員は介護支援専門員とするが、必要に応じてその他の職種の職員を参加することが出来ることとする。

- ・委員会は、必要な際に管理者が招集することとする。

(2) 委員会の議題、協議することについて

- ① 虐待防止検討委員会、その他事業所内の組織に関すること
- ② 虐待防止の為に指針の整備に関すること
- ③ 虐待防止の為に職員研修の内容に関すること
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市区町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果について評価に関すること

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 事業所は、職員が虐待防止に関する基礎的な知識を身につけ、利用者の権利擁護に対する認識を深めることができるよう職員研修を開催する。

- ① 年研修計画に基づく、定期的な研修の実施。
- ② 新任採用、採用時開催。
- ③ その他、必要な研修や教育の実施。
- ④ 研修開催時に、参加者氏名や内容について記録を残す。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

事業所は、虐待の発生を把握した場合に次のとおり対応する。

(1) 利用者、その家族、職員等から虐待の相談又は報告を受けたときは、本指針に基づき適切に対応する。

(2) 虐待が発生した場合(「疑い」含む)には、速やかに市区町村に通報し、市町村の行う事実確認に協力する。

(3) 職員による虐待が判明した場合は、管理者(管理者の場合は取締役)に報告をし、厳正に対処する。

(4) 虐待の事実が確認された場合は、委員会を開催し、再発防止策の検討又はその効果

の評価を行い、虐待の原因の除去と再発防止に努めることとする。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

事業所は、本指針による虐待防止に関する措置を適切に実施する為、次の通り対応するものとする。

(1) 利用者、利用者家族、従業員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。

(2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

(3) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、従業員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

(4) 虐待が疑われる事案が発生した場合は、虐待防止検討委員会を開催し、必要に応じて関係機関に通報する。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

事業所は、利用者又はその家族に対して、成年後見制度等について説明し、必要に応じて地域包括支援センター、社会福祉協議会等の相談窓口適切につながるよう支援に努める。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

事業所は、苦情受付担当者を設置し、解決に向けて対応する。虐待に関する苦情相談があった場合や、苦情内容から虐待が疑われる場合は、相談を受け付け、担当者（取締役）と連携出来るよう次のとおり対応する。

(1) 苦情受付担当者は、虐待に関する苦情相談があった場合は、相談を受け付け、担当者（取締役）に報告する。

(2) 苦情受付担当者は、担当者（取締役）に報告し情報共有する。その後の対応は、担当者（取締役）が行なう。

(3) 担当者および苦情受付担当者は、相談者に不利益が生じないよう相談者の個人情報の取扱いに細心の注意を払う。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は公表し、利用者等からの閲覧の求めには速やかに対応する。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。

令和6年8月16日から改訂、施行する。

令和8年4月1日から改訂、施行する。